

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

固定資産税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が落ち込んだ事業者に対する救済措置として、様々な補助金や助成金の給付がありますが、税制面においても救済措置として、2021年度の固定資産税を減免する措置が設けられています。

1.対象となる“中小事業者等”

対象となる中小事業者等とは、次の①又は②に該当し、かつ、性風俗関連特殊営業を行っていない事業者をいいます。

①資本又は出資（以下、資本等）を有する法人…当該資本金の額又は出資金の額（以下、資本金の額等）が1億円以下であること※

（※）次のいずれかに該当する法人は対象外

- ・同一の大規模法人（資本金の額等が1億円超の法人、資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本等を有しない法人又は個人の場合…従業員が1,000人以下であること

2.減免対象となる固定資産税

減免対象となる固定資産税は、次の資産に係る固定資産税です。

- ・事業用家屋
- ・設備等の償却資産

たとえ事業用であっても、**土地は減免対象外**です。

3.減少率に応じた減免

減免は、売上の減少率に応じて、次のように異なります。

売上減少率	減免
30%未満	—
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

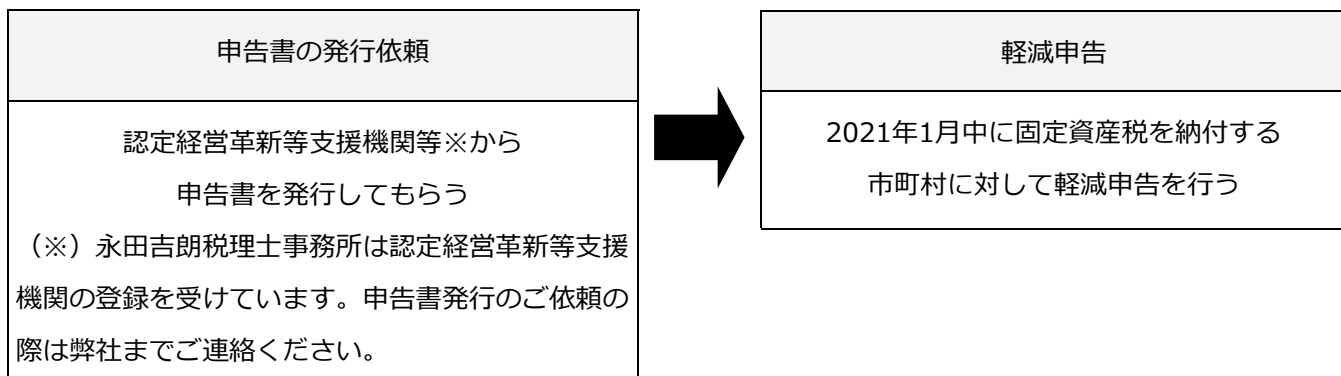
この場合における『売上の減少』とは、2020年2月から10月までの間における任意の連続3ヶ月間の売上合計額が前年同期比でどれだけ減少したかをいいます。単月で比較をすると減少率が30%未満の月があっても、**合計額の比較で減少率が30%以上であれば減免**してもらえます。

また『売上』とは、事業収入となる売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指します。給付金や補助金収入、事業外収益は、『売上』に含めません。

なお、事業や店舗・事業所単位で『売上』の比較はしません。事業者単位となるため、全ての『売上』を合算した上での比較となる点に注意しましょう。

4.手続き

減免の手続きの流れは、次のとおりです。



(1) 申告書の発行依頼

確認事項	必要書類
①対象事業者であることの確認	申告書（誓約事項）
②売上減少の確認	会計帳簿等
③減免対象となる資産の事業用割合の確認	事業用割合が分かる、所得税青色申告決算書、 収支内訳書等

認定経営革新等支援機関等へ次の確認を依頼して、申告書の発行を受けます。

①の申告書は、後に軽減申告を行う市町村が定める申告書様式を用います。様式は全国一律ではない点に注意しましょう。

②について、テナント等の賃料の支払いを猶予したこと等による収入減少の場合には、会計帳簿以外に別途書類が必要です。

③は、個人が該当します。

(2) 軽減申告

発行を受けた申告書及び当該発行を受けるために認定経営革新等支援機関等に提出した必要書類一式を、2021年1月から同年1月末日までに、固定資産税を納付することとなる市町村へ提出（軽減申告）します。

この場合、納付する市町村が複数あるときは、当該納付する各市町村へ軽減申告をします。ただし償却資産で一定の場合、総務大臣又は都道府県知事に軽減申告をします。軽減申告の期間は正味1ヶ月間足らずと、期間が短いことが非常に厄介です。売上の確定と前年同期との比較は早めに行い、年内に申告書の発行を済ませておくとい良いでしょう。